

グループホームのぞみ運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人伸志会が開設するグループホームのぞみ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護従業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者が、要介護者及び要支援者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止の予防に資するよう、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームのぞみ（以下「事業所」という。）
- (2) 所在地 鹿児島県薩摩川内市祇答院町蘭牟田 2103番地6

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。

- (2) 計画作成担当者 2名（うち介護支援専門員1名）

計画作成担当者は、自らも介護従事者として勤務するとともに、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従事者 12名以上

利用者のサービス提供にあたり心身の状況等を的確に把握し利用者に対して適切な介護、介助を行う。

(4) 事務職員 1名

事業所の経理の事務等を行う。(特養と兼務)

第5条 (利用定員)

当該事業所における利用定員は、2ユニット18名とする。

第6条 (指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理人受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、介護保険負担割合証の割合を乗じた額とする。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

第7条 (その他の費用)

前条に規定する利用料のほか、次に掲げる費用を徴収します。

(1) 食材料費

1日当たり 1,000円

(2) おむつ代 実費相当分

(3) 理美容代その他 実費相当分

(4) 管理費 750円

(5) 住居費 1,000円

但し、平成24年10月31日までに入居された方については

平成24年11月1日より500円

平成25年 4月1日より800円

平成26年 4月1日より1,000円と段階的に引き上げる。

(1)～(5)を徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条（入退居に当たっての留意事項）

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者及び要支援者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

第9条（非常災害対策）

非常災害に関しては、別に定めてある消防計画によるものとし、利用者の避難経路等は、別紙のとおりであり、毎年6月と12月に避難訓練を行う。

第10条（事故発生時の対応）

指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

ればならない。

第11条（苦情処理）

指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う介護保険法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

第12条（記録の整備）

指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- 二 具体的なサービスの内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村への通知に係る記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第13条（その他運営についての留意事項）

1 従業者の研修

介護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 職種別研修 隨時

2 秘密保持

従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第14条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目

的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

第 15 条（虐待の防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第 16 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。